

# 関市・武儀郡町村



# 合併協議会 だより

洞戸村



ちょうちんまつり

武儀町



日本平成村エコピアデー

関市



小瀬鷺飼

板取村



あじさいまつり

上之保村



円空さんに挑戦

武芸川町



ふるさと夏まつり

## 合併協議会を開催

### 第八回

第八回合併協議会が二月二十六日に開催され、次の五項目が承認されました。

#### 承認事項

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて  
町名・字名の取扱いについて  
国民健康保険事業の取扱いについて  
消防団の取扱いについて  
保育事業の取扱いについて

### 第九回

第九回合併協議会が三月二十九日に開催されました。

本会から武芸川町が協議会に加わり、次の六項目が承認されました。

#### 承認事項

関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程の変更について  
関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会規程の変更について  
関市・武儀郡4町村合併協議会会議の傍聴に関する規程の変更について  
平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会事業計画について  
平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会予算について  
保健衛生事業 保健事業（国保直営診療所）の取扱いについて

# 第八回合併協議会の内容

第八回 関市・武儀郡4町村合併協議会において、次の事項について協議されました。

## 承認事項

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項の規定を適用し、関市の議会議員の残任期間に限り、編入される町村の選挙区の定数を加えた数とし、その選挙区の定数は次のとおりとする。

洞戸村の区域 1人  
板取村の区域 1人  
武儀町の区域 1人  
上之保村の区域 1人  
合併後最初に行われる一般選挙については、旧市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

関市の区域 19人  
洞戸村の区域 1人  
板取村の区域 1人  
武儀町の区域 1人  
上之保村の区域 1人  
将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、その後、新市において調整するものとするので全会一致で承認されました。

町名・字名の取扱いについて  
洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の町名・字名については、

各町村の意向を尊重するものとする。

ただし、町名・地番等が重複しないよう調整するものとするので全会一致で承認されました。

## 国民健康保険事業の取扱いについて

基本的には、関市の制度により統一するものとするが、差異のある国民健康保険制度については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 賦課形態は、保険税とする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。

(2) 賦課方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式とし、保険料率は平成17年度の医療費見込み等を基礎として算定する。ただし、平成16年度は市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により各市町村それぞれ現行のとおりとし、合併後に保険料額が急激に増加する場合は、状況に応じて3年間を限度として、激変緩和措置を講ずるものとする。

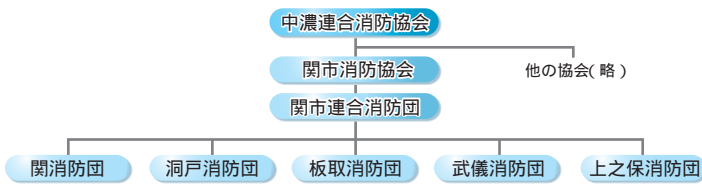
(3) 納期は、関市の例により10期とする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。

(4) 葬祭費は、5万円に統一する。

[基準時：平成15年度本算定時]

区分	関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	備考	
医療分	所得割	6.40%	4.40%	7.61%	4.20%	5.10%	前年所得額から基礎控除、給与割増控除を差し引いた額
	資産割	34.00%	85.00%	54.53%	31.20%	57.10%	当該年度の固定資産税額(土地・家屋分)
	均等割	23,600円	28,700円	25,320円	21,800円	25,600円	被保険者1人当たり
	平等割	27,800円	30,000円	23,040円	23,600円	27,400円	1世帯当たり
1人/保険税額	80,588円	67,990円	60,603円	52,024円	66,628円		
軽減割合	6割・4割	7割・5割・2割					
最高限度額	530,000円						
応能：応益	57.2:42.8	45.7:54.3	50.2:49.8	46.6:53.4	50.7:49.3		
介護分	所得割	0.81%	0.51%	1.16%	0.80%	0.50%	前年所得額から基礎控除、給与割増控除を差し引いた額
	資産割	5.10%	11.50%	13.09%	8.10%	10.37%	当該年度の固定資産税額(土地・家屋分)
	均等割	4,800円	6,600円	7,920円	7,700円	6,840円	被保険者1人当たり
	平等割	4,000円	4,200円	4,560円	4,700円	4,320円	1世帯当たり
1人/保険税額	16,926円	15,581円	20,736円	20,379円	17,199円		
軽減割合	6割・4割	7割・5割・2割					
最高限度額	70,000円	80,000円					
納期	10期	12期	10期	8期	5期		
療養の給付費 療養費	7割						
出産育児一時金	300,000円						
葬祭費	50,000円	20,000円	50,000円	10,000円	5,000円		

合併後の中濃連合消防協会の組織図



関市の現状

平成15年4月1日現在

組	名 称		団 員 報 酬 等	役 職	人 数	報 酬 額
	本部分団	千足分団				
組	安桜分団	田原分団	24,000円	団 長	1人	
	旭ヶ丘分団	下有知分団		副 団 長	3人	
	瀬尻分団	富野分団		分 団 長	20人	
	倉知分団	小金田分団		副分団長	37人	
	富岡分団	広見分団		部 長	66人	
				班 長	83人	
年 中 行 事	出初式	1月5日	相互応援協定 岐阜県広域消防相互応援協定 武儀町、各務原市、氷見市(非常災害時) 美濃加茂市、美濃市、豊島区(非常災害時)	団 員	390人	
	入団式	4月		機関員報酬	機関員1人に12,000円	
消 防 設 備	年末夜警	12月26日～12月30日	岐阜市内の高速道路における消防相互応援協定	旅 費	関市職員の旅費に関する条例により支給	
	操法大会	5月の第4日曜日				
	消防ポンプ車	13台				
	小型動力ポンプ付積載車	45台				

消防団の取扱いについて

- 1 消防団については、当分の間は、各市町村の現在の組織を基本とした5消防団による連合体とする。ただし、合併後の適切な時期に、人員も含めた総合的な消防団組織の見直しを行うものとする。
- 2 消防団員の身分、報酬、手当等については、関市に準ずるものとする。
- 3 式典等の行事及び機械器具等については、現行のとおりとする。ただし、合併後、消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。
- 4 消防相互応援協定については、現行のとおりとし、合併後、調整するものとする。ただし、調整するものとして全会一致で承認されました。
- 5 高額療養費支払資金貸付事業については、関市の例により実施する。なお、貸付割合は支給見込額の9割以内とする。
- 6 国民健康保険財政調整基金は、適切な運営管理に努め、新市に引き継ぐものとする。新市に全会一致で承認されました。

平成15年度 保育料徴収基準額

(月額、単位：円)

3歳未満児			所得税課税世帯の所得税																								
生活保護世帯	非課税世帯	課税世帯		所得税																							
		均等割	所得割	3,000	14,000	17,000	27,000	32,000	40,000	50,000	64,000	80,000	90,000	100,000	112,000	120,000	130,000	140,000	160,000	190,000	200,000	250,000	260,000	280,000	408,000	~	
国基準	0	9,000	19,500	30,000				44,500				61,000				80,000											
関市	0	7,200	15,600	24,000				35,600				48,800				57,000											
洞戸村	0	3,000	7,600	8,100	11,800	15,000		21,600		22,800		32,000		38,000													
板取村	0	2,200	6,100	7,800	11,000		15,700		18,000		20,800		23,200		25,000												
武儀町	0	1,900	7,800	9,600	14,000	20,000		26,800		34,800		40,000		43,400													
上之保村	0	1,900	8,400	11,200	14,000	21,000		25,300		31,000		33,800		41,800													

国の基準の第7階層については保育単価限度額

3歳児			所得税課税世帯の所得税																								
生活保護世帯	非課税世帯	課税世帯		所得税																							
		均等割	所得割	3,000	14,000	17,000	27,000	32,000	40,000	50,000	64,000	80,000	90,000	100,000	112,000	120,000	130,000	140,000	160,000	190,000	200,000	250,000	260,000	280,000	408,000	~	
国基準	0	6,000	16,500	27,000				41,500				58,000				77,000											
関市	0	4,800	13,200	21,600				28,800				29,000				29,200											
洞戸村	0	2,000	5,100	5,800	7,800	9,800		13,800		16,500		18,000		19,500													
板取村	0	1,800	4,000	5,300	7,000		10,700		12,800		14,600		15,200		16,400												
武儀町	0	1,300	5,200	7,000	10,600	14,600		18,400		22,400		26,200		30,000													
上之保村	0	1,300	6,300	9,000	12,200	17,300		20,500		22,600		23,200		24,500													

国の基準の第4・5・6・7階層については保育単価限度額

4歳児以上			所得税課税世帯の所得税																								
生活保護世帯	非課税世帯	課税世帯		所得税																							
		均等割	所得割	3,000	14,000	17,000	27,000	32,000	40,000	50,000	64,000	80,000	90,000	100,000	112,000	120,000	130,000	140,000	160,000	190,000	200,000	250,000	260,000	280,000	408,000	~	
国基準	0	6,000	16,500	27,000				41,500				58,000				77,000											
関市	0	4,800	13,200	21,600				24,200				24,500				24,700											
洞戸村	0	2,000	5,100	5,800	7,300	9,800		13,200		15,600		16,800		18,000													
板取村	0	1,800	4,000	5,300	7,000		10,700		12,800		14,600		15,200		16,400												
武儀町	0	1,300	5,200	7,000	9,200	11,200		13,400		15,400		17,600		20,000													
上之保村	0	1,300	6,300	9,000	11,800	17,200		18,200		19,200		20,100		21,100													

国の基準の第4・5・6・7階層については保育単価限度額

## 保育事業の取扱いについて

- 1 保育料については、関市の例による。ただし、合併後5年間は不均一料金として毎年度均等に調整し、平成21年度から同一料金とする。
- 2 保育料の減免については、関市の例による。
- 3 保育園給食については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
- 4 通園バスについては、当面現行のとおりとし、新市において総合的な交通体系の中で調整することによって全会一致で承認されました。

## 協議事項

### 広報広聴事業（自治会組織）の取扱いについて

調整方針案のとおり了承され、次回協議会での承認事項となりました。

### 保健衛生事業（国保直営診療所）の取扱いについて

調整方針案のとおり了承され、次回協議会での承認事項となりました。

### ゴミ収集業務事業の取扱いについて

収集回数に対しての要望があり、継続協議となりました。

# 第九回合併協議会の内容

第九回 関市・武儀郡町村合併協議会において、次の事項について協議されました。

## 報告事項

### 関市・武儀郡4町村合併協議会規約の変更について

武芸川町加入により、関市・武儀郡4町村合併協議会規約の一部変更（名称を「関市・武儀郡町村合併協議会」に変更し、文中に武芸川町を追加するなど）について確認されました。

### 関市・武儀郡4町村合併協議会に係る諸規程の変更について

武芸川町加入により、諸規程の一部変更（各規程の名称を変更し、文中に武芸川町を追加するなど）について確認されました。

## 承認事項

### 関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程の変更について

武芸川町加入により、会議運営規程の一部を変更する（規程の名称を変更し、文中に武芸川町を追加するなど）ことについて承認されました。

### 関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成委員会規程の変更について

武芸川町加入により、新市建設計画作成小委員会規程の一部を変更する（規程の名称を変更し、文中に武芸川町を追加するなど）ことについて承認されました。

### 関市・武儀郡4町村合併協議会会議の傍聴に関する規程の変更について

武芸川町加入により、会議の傍聴に関する規程の一部を変更する（名称を変更し、文中に武芸川町を追加するなど）ことについて承認されました。

### 平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会事業計画について

平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会事業計画について、次のとおり承認されました。

#### 1 会議の開催

- ・ 協議会は合併協定書の調印までに4回開催する。
- ・ 幹事部会は随時開催する。
- ・ 専門部会及び分科会は適宜開催し、協議に必要な資料等の作成及び検討を行う。

#### 2 新市建設計画の作成

- ・ 武芸川町を含めた新市建設計画を作成する。
- ・ 新市建設計画作成小委員会を4回開催し調整を図る。

#### 3 協定項目の調整

- ・ 6月の合併調印に向けて、協定項目の調整を図る。
- ・ 住民負担とサービス水準を調整し、事務事業の一元化を図る。

#### 4 情報の提供

- ・ 会議は公開を原則とし、協議会だよりの発行（3回）やホームページによる情報提供に努める。

- ・ 「新市の暮らし」をテーマとしたリーフレットを作成する。
- ・ 「協議会の歩み」を仮題とした、合併協議を記録した小冊子を作成する。

#### 5 その他

- ・ 情報基幹業務システムの統合を図る。
- ・ 新例規作成業務を進める。

### 平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会予算について

平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会予算について、表1のとおり承認されました。



# 平成16年度 合併協議会予算の概要

表1 歳入 (単位:千円)

1 分担金及び負担金	110,250
1 負担金	110,250
1 負担金	110,250
関 市	53,800
洞 戸 村	11,425
板 取 村	11,125
武 儀 町	12,475
上之保村	11,425
武芸川町	10,000
2 県支出金	30,000
1 県補助金	30,000
1 県補助金	30,000
1 県補助金	30,000
5,000×6市町村	
3 繰越金	10
1 繰越金	10
1 繰越金	10
4 諸収入	2
1 預金利子	1
1 預金利子	1
2 雑入	1
1 雑入	1
歳入合計	140,262

歳出 (単位:千円)

1 事業費	140,062
1 運営費	5,065
1 会議費	1,936
2 事務局費	3,129
2 事業推進費	133,435
1 調査研究費	133,435
情報基幹システム	
新例規立案策定支援業務	
新市建設計画作成支援業務	
2 広報費	1,562
「協議会だより」印刷費	
「新市の暮らし」リーフレット印刷費	
「協議会の歩み」印刷費	
ホームページ更新費	
2 予備費	200
歳出合計	140,262

保健衛生事業 保健事業  
(国保直営診療所)の取扱  
について

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の国民健康保険直営診療所並びに板取村門原地区へき地出張診療所については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

施設の統廃合については、地域医療の状況を勘案し、新市において検討するものとする。

診療業務、診療時間等については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、業務体制の見直し等、効果的な経営に努めるものとする。こととで全会一致で承認されました。

## 協議事項

保健衛生事業 保健事業の  
取扱いについて

調整方針案のとおり了承され、次回協議会での承認事項となりました。

保健衛生事業 衛生事業の  
取扱いについて

調整方針案のとおり了承され、次回協議会での承認事項となりました。

障害者福祉事業の取扱いに  
ついて

重度心身障害者医療助成事業について幹事会で検討し、次回協議

会での承認事項とすることになりました。

高齢者福祉事業の取扱いに  
ついて

調整方針案のとおり了承され、次回協議会での承認事項となりました。

生活保護事業の取扱いにつ  
いて

調整方針案のとおり了承され、次回協議会での承認事項となりました。

その他の福祉事業の取扱い  
について

福祉施設の管理運営について幹

事会で検討し、次回協議会での承認事項とすることになりました。

健康づくり事業の取扱いに  
ついて

調整方針案のとおり了承され、次回協議会での承認事項となりました。

勤労者・消費者関連事業の  
取扱いについて

調整方針案のとおり了承され、次回協議会での承認事項となりました。



# 調整方針(案)

## 保健衛生事業 保健事業の取扱い

- 1 成人・老人保健事業における各種検診事業については、関係機関と協議のうえ、平成17年度から関市の制度を基本に統一するものとする。ただし、実施方法については、従前の方法を基本とし、細部については新市において調整するものとする。
- 2 母子保健事業及び各種予防接種事業については、平成17年度から関市の制度を基本に統一するものとする。ただし、実施方法については、従前の方法を基本とし、細部については新市において調整するものとする。

## 保健衛生事業 衛生事業の取扱い

- 1 板取村のし尿処理料金の賦課徴収については、合併時に廃止するものとする。
- 2 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、補助要綱の調整を行ったうえで、合併時から新市において適用するものとする。
- 3 浄化槽清掃業の許可事業については、現行のとおりとする。ただし、期間及び手数料については、合併時から関市に統一するものとする。

- 4 ネズミ及び衛生害虫の駆除事業については、合併時から新市における駆除の実施は廃止するものとする。
- 5 動物の指導管理事業については、現行のとおりとする。

## 障害者福祉事業の取扱い

- 1 重度心身障害者医療費助成事業及び重度心身障害者老人医療費助成事業については、合併時から関市の制度に統一するものとする。
- 2 タクシー利用助成事業については、合併時から関市の制度に統一するものとし、武儀町の助成事業は合併時に廃止するものとする。
- 3 重度心身障害児手当支給事業については、合併時から関市の制度を適用するものとする。
- 4 入浴サービス事業については、合併時から関市の制度に統一するものとする。

## 高齢者福祉事業の取扱い

- 1 敬老事業については、合併時に関市の制度に統一するものとする。
- 2 69歳老人医療費助成事業については、現行のとおりとする。
- 3 寝具類等乾燥消毒サービス事業については、関市の制度を適用するものとする。

- 業については、関市の制度を適用するものとする。
- 4 家族介護慰労事業等については、関市の制度に統一するものとし、板取村、武儀町及び武芸川町の高齢者介護用品支給事業、武儀町及び武芸川町の家族介護者交流事業については、合併時に廃止するものとする。
- 5 紙おむつ購入券助成事業及び配食サービス事業については、合併時に関市の制度に統一するものとする。
- 6 高齢者生活支援助成事業及び高額療養資金貸付事業については、合併時に関市の制度を適用するものとする。

## 生活保護事業の取扱い

- 生活保護事業については、社会福祉法・生活保護法に基づき、関市社会福祉事務所において引き続き実施するものとする。

## その他の福祉事業の取扱い

- 1 福祉施設については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、管理運営については、合併時までに調整するものとする。
- 2 災害援護資金貸付事業については、関市の制度に統一するものとする。

## 健康づくり事業の取扱い

- 1 健康日本21市町村計画については、関市の計画を基本とし、新市における市民の健康づくりの推進に努めるものとする。
- 2 健康づくり推進協議会、食生活改善推進員及び健康福祉フェスティバルについては、関市の制度を基本とし、合併後に統一するものとする。

## 勤労者・消費者関連事業の取扱い

- 勤労者・消費者関連事業については、合併時から関市の制度を適用するものとする。



# 新市建設計画(案)の概要

関市・武儀郡4町村で進めていた新市建設計画が、武芸川町の協議会加入により、変更となりましたのでお知らせします。

## 1 新市の将来像

新市は、長良川、板取川、武儀川、津保川などの清流や緑豊かな自然を守り育て、住む人と地域の自然が調和し共生するまちづくりを進めます。また、日本のほぼ中心に位置し、東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点であるという地域ポテンシャルを活かしながら、人・物・情報がいきいきと交流する活力溢れる都市像を目指します。

市民だれもが安心して住み続けることができ、うるおいある快適なまちづくりを進めるため、次の基本方針により、いつまでも安住できる新市の施策を展開します。

### <新市の将来像>

**水と緑の交流文化都市**  
～ときめき・きらめき・いきいき・せきし～

### <新市の基本方針>

健康で長生きできる  
まちづくり

便利で安全に暮らせる  
まちづくり

活力ある地域産業の  
まちづくり

快適な環境とうるおいのある  
まちづくり

豊かな心を育む  
文化のまちづくり

住民参画による  
協働のまちづくり

# 新市のグランドデザイン(地域のゾーニング)

新市においては、各地域の均衡ある発展を図るとともに、地域資源と特色を活かしたまちづくりを推進し、連携と相互補完により新市全体の活性化を目指します。

また、これまで各地域が積み重ねてきたまちづくりの方向性を尊重し、そこに暮らす住民の継続的な営みを守るとともに、安定した暮らしづくりを推進します。

## 洞戸・板取・武芸川北部地域

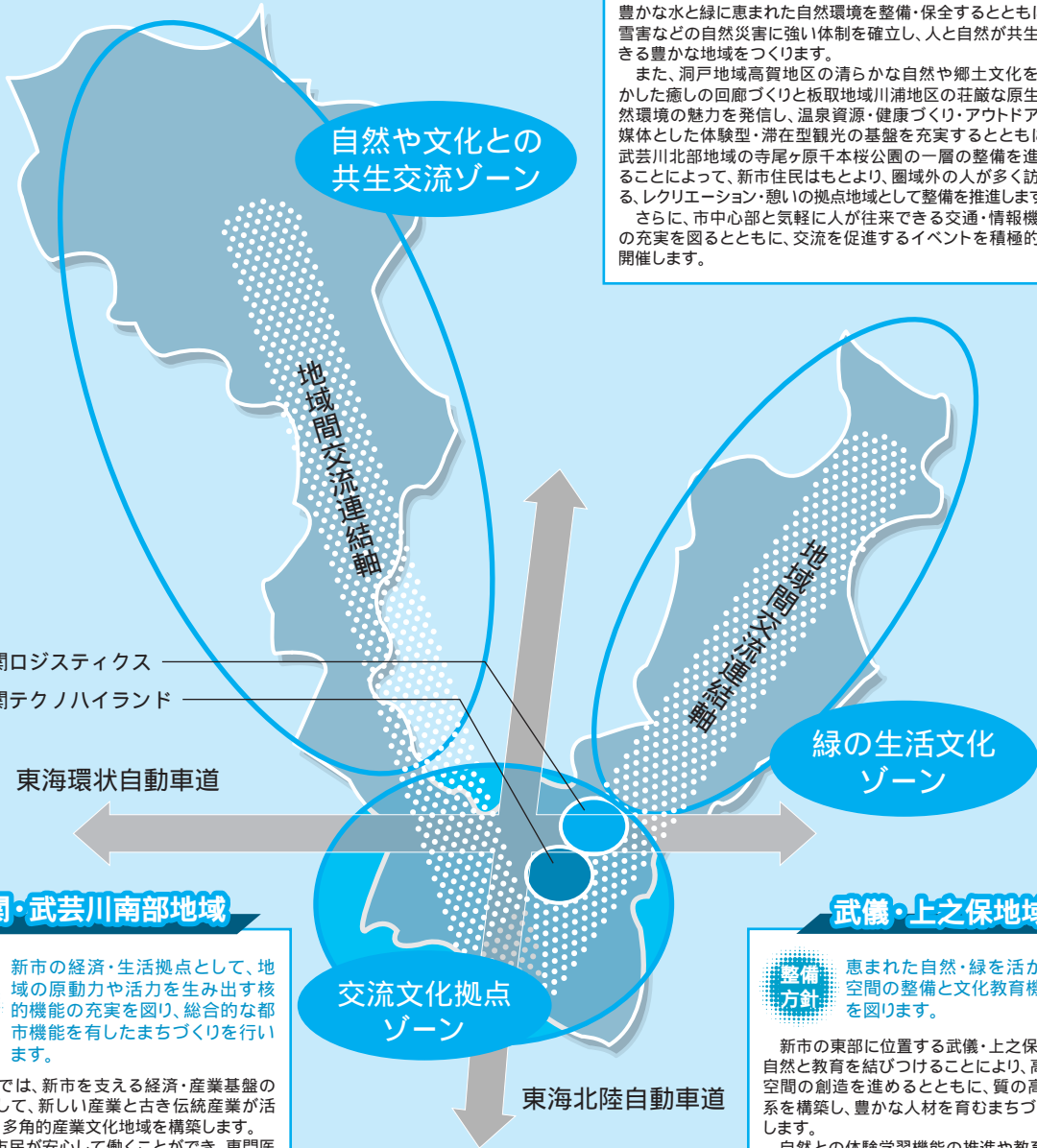
整備方針

市民に豊かな自然環境を提供するレクリエーション機能の充実と、新市の観光・交流拠点の充実を図ります。また、人と自然が共生する住環境を整備し、郷土文化が薫る暮らしづくりを推進します。

新市の北部に位置する洞戸・板取・武芸川北部地域では、豊かな水と緑に恵まれた自然環境を整備・保全するとともに、雪害などの自然災害に強い体制を確立し、人と自然が共生できる豊かな地域をつくります。

また、洞戸地域高賀地区の清らかな自然や郷土文化を活かした癒しの回廊づくりと板取地域川浦地区の荘厳な原生自然環境の魅力を発信し、温泉資源・健康づくり・アウトドアを媒体とした体験型・滞在型観光の基盤を充実するとともに、武芸川北部地域の寺尾ヶ原千本校公園の一層の整備を進めることによって、新市住民はもとより、圏域外の人が多く訪れる、レクリエーション・憩いの拠点地域として整備を推進します。

さらに、市中心部と気軽に人が往来できる交通・情報機能の充実を図るとともに、交流を促進するイベントを積極的に開催します。



## 関・武芸川南部地域

整備方針

新市の経済・生活拠点として、地域の原動力や活力を生み出す核的機能の充実を図り、総合的な都市機能を有したまちづくりを行います。

関地域では、新市を支える経済・産業基盤の集積地として、新しい産業と古き伝統産業が活きる複合・多角的産業文化地域を構築します。

多くの市民が安心して働くことができ、専門医療や複合的な商業施設など高度な住民サービスを提供する生活拠点地域として、地域の資源を積極的に活用しながら、新市の核的機能の充実を図ります。

また、広域的な交通体系の整備を推進し、病院・救命救急体制の確保、賑わいある商業の発展、新規雇用の創出など、新市全体の活力を創造する施策を展開します。

さらに、武芸川南部地域においては、関地域と一体となった居住環境のさらなる整備に努めます。

## 武儀・上之保地域

整備方針

恵まれた自然・緑を活かした居住空間の整備と文化教育機能の充実を図ります。

新市の東部に位置する武儀・上之保地域では、自然と教育を結びつけることにより、高度な居住空間の創造を進めるとともに、質の高い教育体系を構築し、豊かな人材を育むまちづくりを推進します。

自然との体験学習機能の推進や教育改革の先導的モデル校となる全寮制の県立中等教育学校の整備、武儀地域における小学校及び中学校の一体的整備事業の実現など、人を創る教育の充実を図ります。

また、農林業の後継者育成と新しい高付加価値の農業体制の確立、農業教育先進地としての機能充実に向けた楽しく農業学園事業を推進します。さらに、木の温もりと地域の木材を暮らしに生かす住宅産業や推草などの林産物を奨励し、地域固有の森林資源を活用した産業を育成します。

**関テクノハイランド** 高付加価値を持ち社会環境に対応した将来性のある先端技術産業の集積を目指した工業団地。開発面積76.42ha、分譲面積36.34ha、関地域下有知地区(のぞみヶ丘)に予定。

**関ロジスティクス** 国土交通省から全国で初めて指定された「道路一体型広域物流拠点整備モデル事業」。トラックターミナル、インランドデポ(内陸通関基地)などの物流拠点施設を関地域富野地区に整備予定。



# 2

## 新市建設の戦略プロジェクト

「戦略プロジェクト」を、合併の不安を取り除き、合併効果を高める重点施策群として設定し、新しいまちづくりと新市の一体化を図る施策として、その戦略的推進を図ります。

### 『新市一体化促進プロジェクト』

#### 【目的】

市民が等しく都市機能を楽しむことができるよう、旧市町村間を結ぶ道路網や地域間の連携ができる社会基盤の整備を推進します。また、全市が一丸となって取り組むイベント等を開催し、新市の早期一体化を推進します。

#### 【主要な施策】

- 旧市町村間を結ぶ連絡道路の積極的な整備（寺尾坂、志津野～八神）
- 市中心部と地域を直結するコミュニティバス等の交通機関の拡充
- 高度情報化社会に対応する情報基盤整備の促進
- 全市一体となった各種イベントの開催
- 東海環状自動車道や国道248号バイパス整備などの道路網の整備促進

### 『住民の健康と長寿社会を創造するプロジェクト』

#### 【目的】

市民だれもが生涯を通じていきいきと活躍できる地域づくりを進めるとともに、地域の特性を活かしながら、温かい人の交流と心豊かな地域社会を形成します。また、長寿社会づくりに向けた市民健康づくりを積極的に推進します。

#### 【主要な施策】

- 市民健康づくりの推進
- 長寿社会づくりに向けた保健事業の充実
- ふれあいセンターなどの生涯学習拠点施設の整備
- 少子社会に向けた児童福祉施策の充実
- 高齢者の生きがいづくりと高齢者福祉の充実
- 板取川温泉や武芸川温泉ゆとりの湯及び上之保温泉ほほえみの湯の活用と板取地域の自然を活かした保養所の整備
- 余暇を活かす体育レクリエーション活動の推進  
〔 洞戸地域河川運動公園の整備、武芸川地域西ふれあいの広場の整備、スポーツイベントによる交流の促進 〕

### 『活力ある産業都市創造プロジェクト』

#### 【目的】

先端産業の立地促進と、地域に根差した力強い産業形成を図り、躍動と活力に満ちた都市の構築を目指します。また、就労の場を確保し、安定した社会基盤を築きます。

#### 【主要な施策】

- 関テクノハイランド\*への企業立地促進
- 関ロジスティクス\*整備事業の促進
- 中心市街地活性化プロジェクトの推進  
〔 西本郷一ツ山線の整備、関駅周辺地区の整備 〕
- 〔 まちづくり交付金事業の推進 〕
- 地場産業の支援
- 交流産業・観光の推進

### 『自然とともにうらおう環境を創造するプロジェクト』

#### 【目的】

水と緑に恵まれた自然の恩恵を守り育て、快適な生活環境を享受できるまちづくりを推進します。また、自然との共生を通し、快適で安全な地域づくりを進めます。

#### 【主要な施策】

- 親水空間整備  
〔 板取川温泉及び保養所と一体となった親水総合公園の整備、（仮称）富之保公園の整備 〕
- グリーン購入\*、ISO\*の定着化等環境マネジメント\*の推進
- 地域防災体制強化プロジェクトの推進（防災無線の整備、耐震性貯水槽の整備、雪害対策）
- 下水道の整備
- 清らかな長良川、板取川、武儀川、津保川と豊かな山林資源の整備及び保全

**戦略プロジェクト** 特定目的を達成するための計画であり、必要な施策で構成される。

**グリーン購入** 公共団体や消費者グループなどが、環境に配慮した商品を優先購入すること。

**環境マネジメント** 地球の環境問題が大きな課題となる中で、環境保全に向け、日常生活や企業の活動・経営において、ISO等の国際規格に基づいた管理を行うこと。

**ISO** [International Organization for Standardization=国際標準化機構の略] 日本工業標準調査会が加入している国際的な単位・用語、工業規格などの標準化を推進する機構。最近では、運用やソフト的な規格についても定めるようになってきた。環境に関する規格はISO14000シリーズと呼ばれ、組織が環境方針を実施、達成、見直しを行うマネジメントシステムに係わる規格となっている。

# 3

## 財政計画

財政計画は、歳入歳出の各項目ごとに、過去の実績を基に、経済情勢や人口推移等を勘案し、合併後10年間について普通会計 ベースで推計しています。

また、作成にあたっては、合併に伴う国からの財政支援措置等や合併調整方針による影響額を考慮し、堅実な財政運営ができる計画にしています。

### 歳入

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成21年度	平成26年度
地方税	11,911	11,682	11,404
地方交付税	9,250	9,409	9,413
地方債	6,895	5,416	2,624
その他	12,449	11,651	10,897
計	40,505	38,158	34,338

### 歳入

地方税（市町村民税・固定資産税など）地方交付税は過大に見積もることなく漸減させています。

地方債（建設事業のための借入金など）は年々減少させ、借入額の抑制をしています。

その他の経費は、国・県補助金、使用料・手数料などで、過去の実績を踏まえ、推計しています。

地方税	住民の皆さんが市町村に納める税金（住民税、固定資産税など）
地方交付税	市町村の規模や財力に応じて一定の行政運営をするための国から交付される資金
地方債	大規模な事業などを行うために、国・県や金融機関などから借り入れる資金

### 歳出

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成21年度	平成26年度
義務的経費	13,985	14,674	14,315
投資的経費	6,751	7,441	3,772
その他	18,735	15,010	15,201
計	39,471	37,125	33,288

### 歳出

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は、毎年支出しなければならない行政経費です。行財政改革による削減に努め推計しています。

投資的経費は、道路、学校、公園等の建設事業に充てる経費です。経済情勢に配慮しながら、中長期的展望に立ち事業費を抑制し推計しています。

その他の経費は、物件費、維持補修費などで、過去の実績を踏まえると共に、削減効果を見込んで推計しています。

人件費	特別職・一般職員の給与や、議員・各種委員の報酬など
扶助費	お年寄り、障害者、乳幼児、生活困窮者などに対する社会保障に係る経費（医療費助成、児童扶養手当、生活保護費など）
公債費	大規模な事業などを行うために、借り入れた資金の返済金
物件費	委託料や光熱水費、事務機器借上料、消耗品など

### 新市建設計画作成小委員会

関市役所において、新市建設計画作成小委員会が開催されました。

#### 第五回（二月十八日開催）

本会では、新しいまちづくりの方向性を定めた「新市建設計画中間報告書」を基に、1月中旬から2月上旬にかけて行った住民説明会の結果報告と建設計画の一部修正について協議されました。

#### 第六回（四月五日開催）

本会では、武芸川町加入により、新市建設計画が変更となることを受け、修正点等について協議されました。

#### 第七回（四月十二日開催）

本会では、第六回新市建設計画作成小委員会に提案された修正点等について協議され、建設計画（案）に対して要望があり、再協議となりました。

#### 第八回（四月十六日開催）

本会では、前回の協議を受け、修正点等について再協議され、全会一致で建設計画（案）が承認されました。

# 市町村の紹介

## 武芸川町

### 町の概要

岐阜県のほぼ中央で、長良川の支流武儀川が貫流し、町の総面積71%が山林で占められた緑豊かな地域です。

町産業の概況は、製造業が盛んで、東海北陸自動車道や東海環状自動車道（建設中）のインターに近い有利な立地を活かした物流拠点としての発展に期待が寄せられています。

### 名所・旧跡

#### 〔永昌寺〕

元和5年（一六一九年）に創立されたお寺で、境内の護童殿は乳幼児の守護神として古くから知られており、名僧仙屋の両親の墓もあります。

#### 〔武芸八幡宮〕

織田信長建立の「下馬標」や信長親の「安堵状」が残り、4月中旬の日曜日祭には勇敢な「花馬祭り」が行われます。

### おもな公共施設

#### 〔武芸川温泉「ゆとりの湯」〕

緑濃い山々に囲まれて湧き出る湯。露天の岩風呂にゆったりと身をゆだねれば旅の疲れもどこへやら、薬草湯・ジェットバス等も備えた「ゆとりの湯」へようこそ。

#### 〔道の駅むげ川〕

主要地方道岐阜美濃線、武儀川の畔に建つこの駅は、緑豊かな環境の中、自然に溶け込んだ素朴な休憩所として道路情報提供はもちろん、観光スポット案内や地元特産品の販売や朝市も開かれ、人と人を結ぶ交流の駅となっています。

### 公園

#### 〔寺尾ヶ原千本桜公園〕

山あいの県道の両側には、延々2キロ2千本もの桜並木が続き、毎年四月上旬に満開を迎える桜トンネルは素晴らしいものです。

#### 〔武芸川スポーツ公園〕

18ホールのコースを備えたパターゴルフ場をはじめ、芝生広場

や遊歩道が設けられ、家族で気軽に楽しめます。また、公園南には紙すき産地であった武芸谷の代表的な民家を復元した「民族資料館」には、紙すきや農耕器具が展示され、昔の暮らしをしのべます。

#### 〔谷口水辺公園〕

芝生の上で軽スポーツが楽しめる多目的公園や水の広場・イベント広場が揃っています。

### その他の施設

#### 〔名僧仙屋館〕

名僧仙屋をはじめ、郷土が生んだ作家の絵や書などの作品を展示する「ふるさと館」で、文化の香りに包まれてみませんか。

### おもなイベント

#### 〔寺尾ヶ原千本桜〕

4月上旬～中旬

#### 〔武芸八幡宮祭礼・花馬祭り〕

4月中旬の日曜日

（15日に近い日曜日）

#### 〔ふるさと夏まつり〕

8月14日（延期の場合16日）

#### 〔武芸川町秋の祭典〕

11月第2週の土・日曜日

（今年は、13日・14日）



# 住民説明会の開催日程

5月12日から5月21日にかけて、関市・武儀郡町村合併協議会住民説明会を次の日程で開催します。この説明会では、日常生活で身近な公共料金・行政サービスの内容や武芸川町加入により、一部変更となった新市建設計画の概要を中心とした説明会を開催します。是非、ご参加ください。

開催日	開催場所
5月12日(水) 午後7時30分	武芸川町 中央公民館
5月13日(木) 午後7時	武儀町 生涯学習センター
5月14日(金) 午後7時	関市 関市文化会館
5月17日(月) 午後7時	関市 富野公民センター
5月18日(火) 午後7時	上之保村 木木センター
5月19日(水) 午後7時	関市 西部地区公民館
5月20日(木) 午後7時	板取村 自然休養村管理センター
5月21日(金) 午後7時	洞戸村 洞戸村民センター

## 合併協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則公開としています。どなたでも傍聴できますので、お気軽にお越しください。なお、開催日時・会場等については、事前に事務局までお問い合わせください。



## 第十回合併協議会の内容

第10回合併協議会が、4月27日(火)に関市役所で開催され、次の件について協議されました。

### 承認事項

- ①武芸川町加入に伴う調整方針の一部変更について
- ②保健衛生事業①保健事業の取扱いについて
- ③保健衛生事業②衛生事業の取扱いについて
- ④障害者福祉事業の取扱いについて
- ⑤高齢者福祉事業の取扱いについて
- ⑥生活保護事業の取扱いについて
- ⑦その他の福祉事業の取扱いについて
- ⑧健康づくり事業の取扱いについて
- ⑨勤労者・消費者関連事業の取扱いについて

### 協議事項

- ①議会の議員の定数及び任期の取扱いの一部変更について
- ②農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの一部変更について
- ③一部事務組合等の取扱いについて
- ④電算システム事業の取扱いについて
- ⑤男女共同参画事業の取扱いについて
- ⑥姉妹都市、国際交流事業の取扱いについて
- ⑦広報広聴事業(自治会組織)の取扱いについて
- ⑧広報広聴事業(広報紙)の取扱いについて
- ⑨納税関係事業の取扱いについて
- ⑩消防防災関係事業の取扱いについて
- ⑪交通関係事業の取扱いについて
- ⑫窓口業務の取扱いについて
- ⑬ゴミ収集業務事業の取扱いについて
- ⑭環境対策事業の取扱いについて
- ⑮建設関係事業の取扱いについて
- ⑯小中学校の通学区域の取扱いについて
- ⑰学校教育関係事業の取扱いについて
- ⑱文化振興事業の取扱いについて
- ⑲生涯学習関係事業の取扱いについて

また、次回(第11回)協議会での協議事項5件について、事務局から説明がありました。

- ①コミュニティ施策について
- ②その他協議が必要な事業(第三セクター)について
- ③その他協議が必要な事業(除雪対策)について
- ④その他協議が必要な事業(社会福祉協議会)について
- ⑤その他協議が必要な事業(シルバー人材センター)について

## 各市町村人口・世帯数・面積

平成12年度 国勢調査

区分	関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町	計	
人口総数	人	74,438	2,316	1,921	4,220	2,483	6,683	92,061
世帯数	世帯	24,086	736	659	1,168	744	1,760	29,153
総面積	km <sup>2</sup>	102.51	40.08	187.35	65.27	49.32	28.31	472.84

編集・発行

## 関市・武儀郡町村合併協議会

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地 関市役所6階 TEL 0575-23-9960 FAX 0575-23-9907  
URL <http://www.city.seki.gifu.jp/chuno-gappei/> E-mail: [chuno-g@atlas.plala.or.jp](mailto:chuno-g@atlas.plala.or.jp)